

別記様式 **記載例を示したものです。建築物の規模や用途、施工計画等に応じて、実態に即した計画書を作成してください。**

安 全 計 画 書				基本的な施工計画		
工事計画概要				1 工事施工手順の概要（概念図）		
1 工事名称	新築工事			<p>別添図面を添付することで省略可</p> <p>断面図</p> <p>1 F</p> <p>2 F</p> <p>3 F</p> <p>平面図</p> <p>仮使用部分</p> <p>工事部分</p>		
2 工事場所	荒川区 一丁目1番地1（地名地番）					
3 工事種別	新築					
4 建物概要	イ 用途	共同住宅	ロ 構造			RC
	ハ 高さ	軒の高さ 25.5m・最高の高さ 26.0m				
	ニ 階数	地上 8階・地下 1階・塔屋 階				
	ホ 建築面積	1,000 m ²	ハ 延べ面積	6,000 m ²		
5 昇降機・建築設備又は工作物の概要	避難施設等に係る工事がある場合にのみその内容を記入してください。			2 工事区画の位置及び構造	別添図面の（工事区画の位置は朱線で）表示	
仮使用承認申請部分				3 工事工程	別添工事工程表に表示	
1 仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示			<p>4 工事用資材等の搬出及びその管理方法</p> <p>別添図のとおり工事施工範囲と、使用している部分の区画を明確にし、外部に一次仮置場を設ける。 上階搬入のためにエレベーターを使用する場合は、一般使用と分けて夜間20:00以降および休日に行う。 可燃用資材等は必要最小限の搬入とし、1ヶ所当たりの総量も大きくならないよう分散配置を心掛ける。 工事現場内の整理、整頓を心掛け、残材、ゴミ等は1日の作業終了後、外部へ搬出する。</p>		
2 用途	モデルルーム	3 申請面積	概ね 200 m ²			
(注 意)						

工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等

	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管 理 の 方 法
1 避 難 施 設 等	イ 廊下その他の通路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2、3階で避難経路変更 ・ 2、3階で1ヶ所のみ階段使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全工事期間中 〃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設間仕切によって専用経路を確保 ・ バルコニーからの避難経路を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路変更等について、従業員への連絡を徹底する
	ロ 直通階段等				
	ハ 地下道等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用室の採光が確保できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全工事期間中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設非常用照明装置設置 ・ 消火器の重点配置 	
	ニ スプリンクラー設備等				
	ホ 排煙設備				
	ヘ 非常用の照明装置				
	ト 非常用の昇降機				
	チ 防火区画				
2 そ の 他 の 安 全 施 設 等	イ 消防用設備等 (1に含まれるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外構(敷地内通路含む)工事未完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全工事期間中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工所用仮囲いで囲い、敷地内通路を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行部分に障害物が置かれなように管理する
	ロ 非常用の進入口				
	ハ その他				

出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る。）

	種 類	集 積 又 は 設 置 方 法	管 理 の 方 法
1 火 気 使 用	<p>ガス切断器</p> <p>トーチランプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式専用カートへのポンベの固定、非使用時の一定場所への収納 ・安定した平坦な場所での使用、非使用時の一定場所への収納 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・取付け、有資格者証携帯の義務づけ ・使用時の巡回・点検 ・使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・取付け、使用時の巡回・点検
2 危 険 物 等	<p>イ 危険物</p> <p>塗料・接着剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施錠できる平坦な一定場所に集積する。 ・必要量のみを開缶する。 ・高積み避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場所、集積量を指定する。 ・集積場所に使用責任者名、集積物の内容、量を表示する。 ・火気厳禁の表示をする。 ・搬入時、1日の使用終了時の数量を報告させ、確認する。
	<p>ロ 可燃性工事用資材</p> <p>木材・壁クロス・断熱材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定集積場所に、散乱しないように整置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火気を遠ざけた一定集積場所を指定し、搬入数量を把握する。
3 機 械 器 具	<p>アーク溶接機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定場所に整列・設置する。 ・非使用時の2次電線以降の一定場所への収納 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器搬入時の性能点検、電気工事有資格者による配線・結線使用責任者名を表示した機器使用許可証の発行、取付け、有資格者証携帯の義務づけ、防火養生の義務づけ、使用時の巡回・点検

防 火 管 理 体 制	1 火災予防対策	イ 工事部分の対策及び組織	<p>(工事部分における火災予防対策)</p> <p>(1)火気を使用する場合は、その都度責任者に届出ること。</p> <p>(2)火気を使用する場合は、火花受け等の防護措置及び消火器等を準備し、実施すること。</p> <p>(3)火気使用後の点検は、防火担当者が必ず実施し、防火管理者に報告すること。</p> <p>(4)喫煙は指定された場所で行うこと。</p> <p>(5)作業時間外に作業する場合は、責任者の承認を得て行うこと。</p> <p>(6)その他火災予防上、人命安全上必要な事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防火管理者</th> <th>防火担当者</th> <th>業務</th> <th>火元責任者</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>工事地区 工事監督</td> <td>防火管理者の補佐 作業現場のパトロール ・ ・</td> <td>工事A地区 担当 工事B地区 担当</td> <td>火気使用器具の安全管理 作業現場の整理整頓 地震時の初動措置 喫煙管理</td> </tr> <tr> <td>使用地区</td> <td>防火管理者の補佐 火元責任者に対する指導監督 ・ ・</td> <td>モデルルーム</td> <td>火気使用器具の安全管理 消火器、非常口の維持管理 地震時の初動措置</td> </tr> </tbody> </table>	防火管理者	防火担当者	業務	火元責任者	業務		工事地区 工事監督	防火管理者の補佐 作業現場のパトロール ・ ・	工事A地区 担当 工事B地区 担当	火気使用器具の安全管理 作業現場の整理整頓 地震時の初動措置 喫煙管理	使用地区	防火管理者の補佐 火元責任者に対する指導監督 ・ ・	モデルルーム	火気使用器具の安全管理 消火器、非常口の維持管理 地震時の初動措置	2 災害発生時の対策及び自衛消防組織	<p>1 災害発生時の対策</p> <p>(1)火災等が発生した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、次に示す任務分担により、諸活動を行うこと。</p> <p>(2)避難する場合は、防火管理者が作成した別図避難経路図により行うこと。</p> <p>2 自衛消防組織及び任務概要</p>
		防火管理者	防火担当者	業務	火元責任者	業務													
		工事地区 工事監督	防火管理者の補佐 作業現場のパトロール ・ ・	工事A地区 担当 工事B地区 担当	火気使用器具の安全管理 作業現場の整理整頓 地震時の初動措置 喫煙管理														
		使用地区	防火管理者の補佐 火元責任者に対する指導監督 ・ ・	モデルルーム	火気使用器具の安全管理 消火器、非常口の維持管理 地震時の初動措置														
口 使用部分の対策及び組織	<p>(使用部分における火災予防対策)</p> <p>(1)火気使用器具は、指定された場所以外では、使用しないこと。</p> <p>(2)喫煙は指定された場所で行うこと。</p> <p>(3)火気使用器具は使用前、使用後の点検と安全確認を行うこと。</p> <p>(4)工事部分との防火区画付近には、可燃物を放置しないこと。</p> <p>(5)その他火災予防上必要な事項</p>	<p>1 災害発生時の対策</p> <p>(1)火災等が発生した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、次に示す任務分担により、諸活動を行うこと。</p> <p>(2)避難する場合は、防火管理者が作成した別図避難経路図により行うこと。</p> <p>2 自衛消防組織及び任務概要</p>																	
3 使用部分と工事部分の相互の連絡体制	<p>1 . 防火管理者は、工事地区の防火担当者と使用地区の防火担当者の連絡会を毎月 日に実施するものとする。</p> <p>2 . 工事部分と使用部分との日常における相互連絡は、内線電話により行い、緊急時には相互に設置された非常ベルにより事態発生の通報を行うこと。</p>																		
4 教育・訓練の実施状況	<p>1 . 工事部分及び使用部分は、それぞれ個別の防火訓練を毎月 1 回実施することとし、両者一体となった総合防火訓練を 2 か月に 1 回実施する。</p> <p>2 . 使用部分の社員に対する防災教育は、防火訓練と併せて実施し、工事部分の従業員に対する防災教育は、日常の朝礼及び防災訓練と併せて実施する。</p> <p>3 . 出入する者及び業者に対しては、防災上の注意事項をパンフレット及び口頭で徹底し、火災予防の啓発を図る。</p>																		

建築物の規模、用途、態様及び工事の規模種別等によって組織や係員の増減を図るとともに、上表にこだわらず、実態に即した計画とすること。
「火災予防対策」と「災害発生時の対策及び自社消防組織における任務」は、できるだけ一体性が保てるようにすること。
本様式で内容を十分に記載できない場合等には、本様式にその旨を記入し、別紙に記載し、本様式のうしろに添付すること。